

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 号の漁業に関する神奈川県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

また、許可の有効期間を令和 6 年 9 月 14 日までとする。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間
いわし中型まき網漁業	6	20 トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	城ヶ島灯台と洲埼灯台を結んだ線以北の神奈川県海面。 但し、9 月中の操業区域は横浜市金沢区金沢木材ふ頭東防波堤先端正東線以南の区域とする。	1 月 1 日から 12 月 31 日まで 但し、東京内湾にあっては 9 月 15 日から翌年 2 月末日まで	千葉県内に漁業根拠地（許可を受けようとする漁業の操業又は許可を受けようとする漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。以下同じ。）を有する者	（1 そうまきの場合） 1 火光を利用してはならない。 2 東京内湾では夜間（日没から日の出までの間）操業してはならない。	令和 3 年 8 月 1 日から同月 31 日まで
							（2 そうまきの場合） 1 火光を利用してはならない。 2 東京内湾では夜間（日没から日の出までの間）操業してはならない。 3 2 そうまきでの操業とする。 4 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。	

いわし 中型 まき 網 漁業	8	20 トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	城ヶ島灯台と洲埼灯台を結んだ線以北の神奈川県海面。	1月1日から12月31日まで 但し、東京内湾にあっては10月1日から翌年2月末日まで	千葉県内に漁業根拠地を有する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 火光を利用してはならない。 2 東京内湾では夜間（日没から日の出までの間）操業してはならない。 3 2 そうまきでの操業とする。 4 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。 	令和3年8月1日から同月31日まで
	12	20 トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	城ヶ島灯台と洲埼灯台を結んだ線以北の神奈川県海面。 但し、東京内湾を除く。	1月1日から12月31日まで	千葉県内に漁業根拠地を有する者	<p>(1 そうまきの場合) 火光を利用してはならない。</p> <p>(2 そうまきの場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火光を利用してはならない。 2 2 そうまきでの操業とする。 3 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。 	令和3年8月1日から同月31日まで